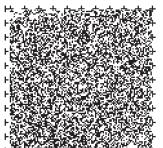


# 資料編

資料編では、計画の策定にあたっての経緯や  
用語の解説についてご紹介します



## 資料編

### 1 春日部市地域福祉計画審議会

#### (1) 春日部市地域福祉計画審議会条例

##### 春日部市地域福祉計画審議会条例

###### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく市の地域福祉計画を策定し、及び同計画の推進を図るため、春日部市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

###### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の地域福祉計画に関する事項を調査審議する。

###### (組織)

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）市内各種団体を代表する者

（3）公募に応じた市民

###### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

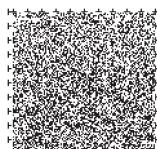
2 委員は、再任されることがある。

###### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

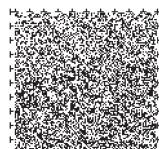
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

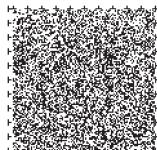
(2) 策定経過

開催日	議題
第1回 令和5年6月26日	・令和4年度春日部市地域福祉計画総合評価シートについて ・第2期春日部市地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果報告書について
第2回 令和5年10月11日	・第2期春日部市地域福祉計画素案について
第3回 令和6年1月19日	・市民意見提出手続の意見募集結果について ・第2期春日部市地域福祉計画答申(案)について
第4回 令和6年2月9日	・第2期春日部市地域福祉計画(案)について ・第2期春日部市地域福祉計画(案)答申について



(3) 春日部市地域福祉計画審議会名簿

No	役職名	氏名	団体名	選出区分
1	会長	小川 孔美	公立大学法人 埼玉県立大学	学識経験者
2	副会長	時田 美野吉	社会福祉法人 春日部市社会福祉協議会	市内各種団体を代表する者
3	委員	村田 美由紀	学校法人共栄学園 共栄大学	学識経験者
4	委員	中村 靖史	一般社団法人 春日部市医師会	市内各種団体を代表する者
5	委員	上田 みどり	春日部市地域子育て支援協議会	市内各種団体を代表する者
6	委員	野村 善晶	春日部市自立支援協議会	市内各種団体を代表する者
7	委員	園田 俊博	春日部市自治会連合会	市内各種団体を代表する者
8	委員	関根 修子	春日部市民生委員・児童委員協議会	市内各種団体を代表する者
9	委員	岩谷 幸江	地域包括支援センター (第3地域包括支援センター)	市内各種団体を代表する者
10	委員	榎本 良子	春日部市いきいきクラブ連合会	市内各種団体を代表する者
11	委員	中村 高子	春日部市ボランティア活動推進連絡会	市内各種団体を代表する者
12	委員	古川 泰之	東部中央福祉事務所	市内各種団体を代表する者
13	委員	益子 美智子	市民	公募に応じた市民
14	委員	柳橋 春子	市民	公募に応じた市民



#### (4) 諒問

春福発第176号  
令和5年6月26日

春日部市地域福祉計画審議会  
会長 小川孔美様

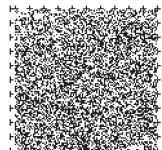
春日部市長 岩谷一弘

#### 第2期春日部市地域福祉計画（案）について（諒問）

春日部市地域福祉計画審議会条例（平成30年3月16日 条例第3号）第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

「第2期春日部市地域福祉計画（案）」



## (5) 答申

春地審発第1号  
令和6年2月9日

春日部市長 岩 谷 一 弘 様

春日部市地域福祉計画審議会  
会長 小川孔美

### 「第2期春日部市地域福祉計画（案）」について（答申）

令和5年6月26日付け春福発第176号で諮問のあった「第2期春日部市地域福祉計画（案）」について、慎重に審議した結果、概ねその内容を妥当と判断し、その旨答申します。

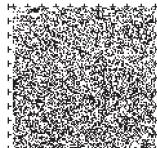
なお、審議過程において出されました意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれるよう要望します。

### 意 見

本審議会は、春日部市が提示した素案をもとに、専門的な見地や市民の視点で積極的な討議を重ね、慎重に審議してきました。

今回諮問された「第2期春日部市地域福祉計画（案）」は、地域福祉推進の理念のもと、生活課題の解決に向けて、自助、互助、共助、公助を総合的に推進していくための計画です。市民や市民団体・地域団体、民生委員・児童委員、地域の事業者、社会福祉協議会、そして市（行政）がそれぞれ担う役割を認識し、協働・連携することにより、本計画の基本理念である「笑顔でつながり 支え合う 安心して いきいきと暮らし続けられるまち 春日部」の実現を目指して、本計画を効率的・効果的に推進してください。

なお、個別の意見については、別紙のとおりです。



## 別紙

### 1 福祉意識の向上と担い手について

保健福祉に関する学習機会や講座、研修の情報提供を通じて、市民が自分の住む地域に関心を持ち、自分のこととして捉えられるように、福祉分野の生涯学習・教育分野との連携を進めてください。また、地域の担い手・支え手となる人財の育成を進めてください。

### 2 助け合い・支え合いの仕組みについて

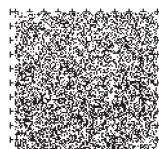
市民、地域団体、地域の事業者、行政などの役割分担と協働により、市民が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けられる地域づくりを進めてください。また、暮らしの中で生活上の悩みや困難を抱えた時に、気軽に相談ができ、必要な支援やサービスにつながるような地域内のネットワークを育めるように進めてください。

### 3 包括的支援体制について

児童分野・高齢者分野・障がい者分野などの分野間の連携を強め、相談窓口や支援制度の周知啓発を一層進めてください。また、生活困窮者対策の継続的な支援、社会福祉協議会と行政との連携を強化し、社会福祉法第106条の5で定めている「重層的支援体制整備事業実施計画」について、適切かつ効率的に実施できるよう、体制整備を進めてください。

### 4 誰もが安心して暮らせるまちについて

虐待や自殺などの未然防止や早期発見、適切な支援につなげるために、行政による啓発活動や相談支援、また地域での見守り活動や関係機関・団体の連携を進めてください。また、出所時に住居や就労先がない人や福祉的な支援が必要な人などが、再び犯罪に手を染めてしまうことがないような円滑な社会復帰の支援を行うために、「再犯防止推進計画」を進めてください。



## 2 春日部市地域福祉計画推進委員会

### (1) 春日部市地域福祉計画推進委員会要綱

#### 春日部市地域福祉計画推進委員会要綱

##### (設置)

第1条 本市の地域福祉計画を策定及び推進するため、春日部市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

##### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めた事項

##### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉部次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、福祉部参事をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

##### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

##### (意見聴取等)

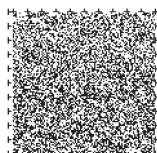
第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

##### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

##### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。



## 附 則 (施行期日)

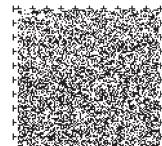
- 1 この要綱は、部長決裁のあった日から施行する。  
(春日部市地域福祉計画推進委員会要綱の廃止)
- 2 春日部市地域福祉計画推進委員会要綱(令和元年10月24日制定)は、廃止する。

## 別表（第3条関係）

危機管理防災課長	政策企画課長	シティセールス広報課長	財政課長	総務課長
市政情報課長	くらしの安全課長	市民参加推進課長	高齢者支援課長	障がい者支援課長
こども育成課長	こども相談課長	保育課長	健康課長	健康課 づくり担当課長
介護保険課長	リサイクル衛生課長	道路建設課長	公園緑地課長	都市計画課長
住宅政策課長	警防課長	学務課長	指導課長	社会教育課長
社会教育課生涯学習推進担当課長	文化財課長	中央公民館事業担当課長		

## （2）策定経過

開催日	議題
第1回 令和5年6月9日	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画の概要について</li><li>・春日市の地域福祉をめぐる状況について</li><li>・第2期春日部市地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果報告書について</li></ul>
第2回 令和5年9月19日	<ul style="list-style-type: none"><li>・第2期春日部市地域福祉計画素案について</li><li>・第2期春日部市地域福祉計画に係る課題の整理について</li><li>・第1回書面開催における委員からの意見と回答について</li></ul>
第3回 令和6年1月9日	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民意見提出手続の意見募集結果について</li><li>・第2期春日部市地域福祉計画(案)について</li></ul>



### 3 市民意見提出手続き(パブリックコメント)

第2期春日部市地域福祉計画（案）を市公式ホームページ、市政情報室、市内公共施設などで公表し、市民から寄せられた意見を計画策定に活かすことを目的として実施しました。

○提出方法

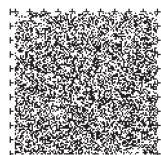
電子メール・FAX・郵送・持参

○募集期間

2023年(令和5年)12月1日(金)から2024年(令和6年)1月4日(木)

○意見数

6件



## 4 用語解説

あ行

### ■アウトリーチ

積極的に対象者のいる場所に出向き、必要な人に必要なサービスと情報を届けること。

### ■アクセシビリティ

アクセスのしやすさ。転じて、製品やサービスの利用しやすさという意味でも使われる。

か行

### ■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。「命の門番」とも位置づけられる。

### ■権利擁護

認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が十分でない人が、様々な局面で不利益を被ることのないように支援すること。また、その人の生き方を尊重し、自分の人生を歩めるようにする、という自己実現に向けた取組みのこと。

### ■高次脳機能障害

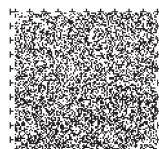
脳卒中などの病気や交通事故などで脳の一部を損傷したために、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障害が起きた状態のこと。

### ■高齢者福祉センター

市内には高齢者福祉センター、高齢者憩いの家、憩いの家が計6施設あり、高齢者が入浴、園芸、囲碁・将棋などで1日をゆっくり過ごせる憩いと安らぎの場として提供している。

### ■子育て支援センター

育児に関する情報や相談など、子育てを応援するスタッフがおり、0歳～未就学の子どもとその保護者が、気軽に遊びに来られる場所として、乳幼児向けのイベントやつどい、子育てサークル活動などを開催している。



## ■子ども食堂

子どもが1人でも行ける無料または低額の食堂。子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、地域交流の場などの役割を果たしている。

## ■個別避難計画

災害時に自力での避難が難しい人の命を守るために、一人ひとりの避難場所、避難方法、避難を支援する人(支援者)等をあらかじめ本人・家族などと確認して作成する、個別の避難行動計画。

## さ行

### ■自主防災組織

自治会等において、地域住民によって自主的に結成された防災組織。災害による被害の防止・軽減のための活動を行う組織。

### ■社会的孤立

隣人や友人との付き合いに乏しく、日常的に人との交流がなく、地域や社会で孤立した状態。

### ■若年性認知症

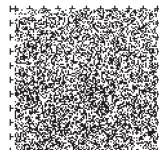
18歳～64歳と早期に発症する認知症のこと。

### ■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う人のこと。

### ■成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人に対し、援助する人(後見人)を家庭裁判所が選任し、後見人を通じて当事者の財産や権利を法律的に保護する制度。



## た行

### ■ダブルケア

育児と介護に同時に直面すること。

### ■地域活動支援センター

日常生活を営むのに支障がある障がい者や障がい児に、送迎、健康チェック、入浴、昼食、創作活動、レクリエーション、健康相談などのサービス支援を提供している場所。心身機能の維持向上、社会的な孤立感の解消、家族の身体的・精神的な介護負担の軽減にもつなげている。

### ■地域共生社会

子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会のこと。

### ■地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成等の総合的なケアマネジメントを担う中核機関のこと。

## は行

### ■バリアフリー

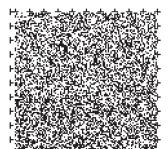
高齢者や障がい者だけでなく、すべての人にとって日常生活の中に存在するあらゆる障壁（バリア）を除くこと。また、社会参加の障壁となる物理的な障壁だけでなく、社会的・制度的・心理的なバリアの除去の意味でも用いられている。

### ■伴走型支援

深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援のこと。

### ■避難行動要支援者

災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する人のこと。



## ■保護司

犯罪をした人等の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動に取り組んでいる。

ま行

## ■民生委員・児童委員

地域で様々な福祉活動を行う非常勤特別職の地方公務員。給与の支給はなく、ボランティアとして、身近な地域の相談役や行政など関係機関につなぐパイプ役になるなどの活動をしている。

また、同時に児童委員としての役割を持ち、子育てに関する相談、青少年の健全育成に関する活動にも携わっている。

や行

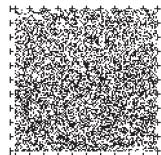
## ■ユニバーサルデザイン

性別、年齢、言語、文化、国籍の違い、障害の有無などに関わらず、誰もが利用しやすい施設、製品、情報の設計（デザイン）のこと。

数字

## ■8050問題(9060問題)

80代の高齢の親と、（働いていないまたは長期間引きこもるなどの状態の）50代の子どもの生活を経済的・精神的に支えることで生じている問題。（最近では、8050問題の長期化による9060問題への移行も課題となっている。）



## 第2期春日部市地域福祉計画

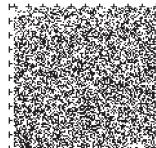
発行：2024年(令和6年)3月

春日部市 福祉部 福祉総務課

住 所：〒344-8577

埼玉県春日部市中央七丁目2番地1

連絡先：048-736-1111（代表）





すまいるシティ 春日部  
SDGs未来都市



春日部市

